

平成 30 年度 第 1 回

神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

平成 30 年 8 月

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

目 次

I 平成 29 年度 神戸市国民健康保険事業について

1	被保険者数・世帯数	-----	1 頁
2	保険料	-----	1 頁
3	保険給付	-----	5 頁
4	保険料収納	-----	7 頁
5	保健事業	-----	8 頁

II 平成 30 年度 神戸市国民健康保険事業の運営について ----- 13 頁

III 第 2 期データヘルス計画（平成 30～35 年度）について ----- 15 頁

I 平成 29 年度 神戸市国民健康保険事業について

1 被保険者数・世帯数

被保険者数は平成29年度末で334,917人（前年度比3.7%減）、世帯数は219,307世帯（前年度比2.3%減）となっている。

【被保険者数・世帯数の各年度末の状況】

区 分		27 年度	28 年度	29 年度
被 保 険 者	被保険者数	365,326 人	347,622 人	334,917 人
	伸 び 率	▲2.6%	▲4.8%	▲3.7%
世 帯	世 帯 数	232,139 世帯	224,556 世帯	219,307 世帯
	伸 び 率	▲1.4%	▲3.3%	▲2.3%

2 保険料

医療分保険料は、その年に必要と見込まれる医療費総額から、国・県の補助金等や窓口での一部負担金を除いたものを、基礎控除後所得（平成 25 年度までは課税所得）に応じて納めていただく所得割、世帯の加入者数に応じて納めていただく均等割、1 世帯あたり定額の平等割の 3 つの合計で負担していただいている。

後期高齢者支援金分保険料は、その年に国に納付すべき後期高齢者支援金から国の補助金等を除いたものを、神戸市国保の加入者に、医療分同様、所得割、均等割、平等割の 3 つの合計で負担していただいている。

※後期高齢者支援金とは、全国の後期高齢者医療制度対象者にかかる給付費について、約 1 割の後期高齢者の保険料負担分と 5 割の公費負担分（国・県・市等の負担分）を除いた約 4 割相当分を国保や被用者保険の加入者が分担して支援するもの。

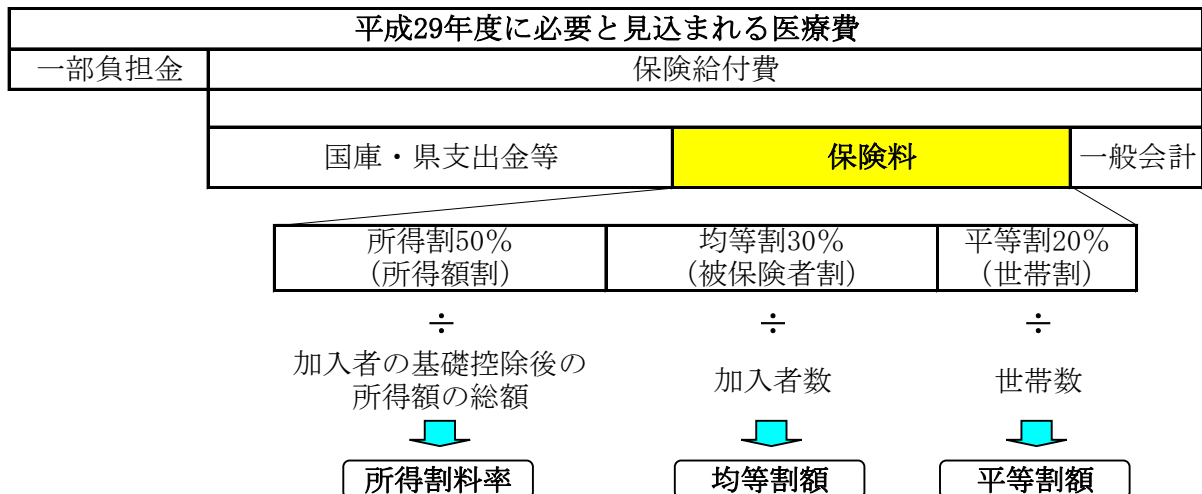
介護分保険料は、その年に国に納付すべき介護納付金から国の補助金等を除いたものを、40歳以上65歳未満の国保加入者に、医療分同様、所得割、均等割、平等割の 3 つの合計で負担していただいている。

※平成 27 年度から、国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるように、低所得者対策として、公費が拡充（全国で約 1,700 億円）された（うち約 20 億円が本市に交付）。

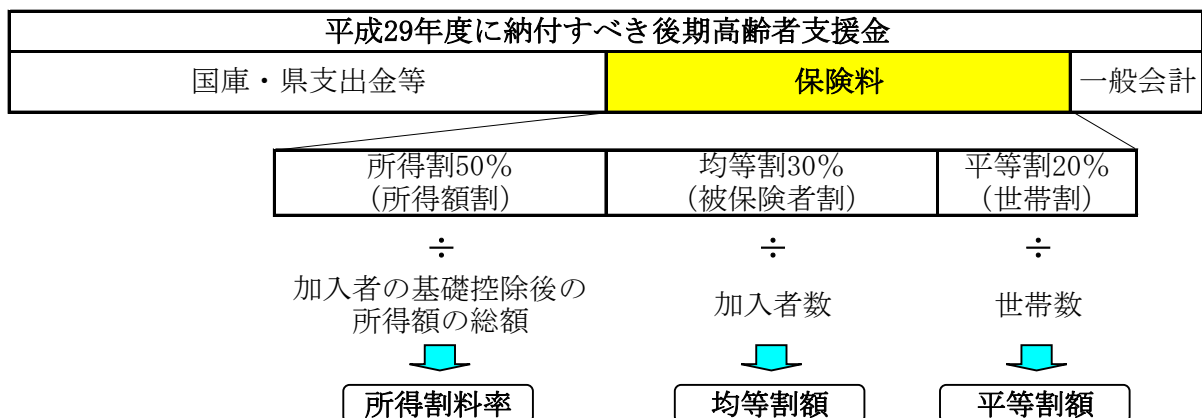
保険料の決め方

国民健康保険料は、医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料と介護分保険料（40歳以上65歳未満の被保険者）からなる。それぞれの保険料は、所得割、均等割、平等割から：

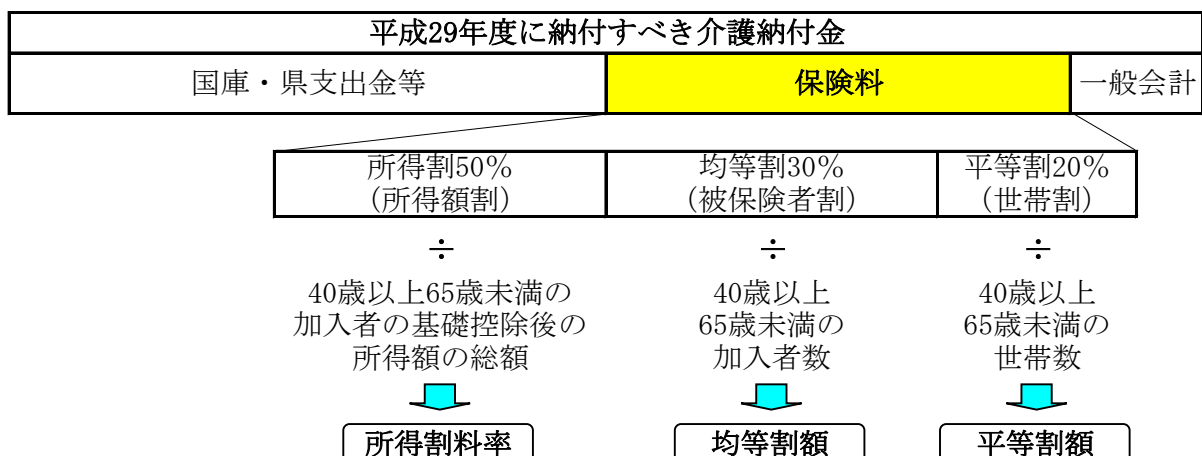
【平成29年度の医療分保険料】 限度額 54万円



【平成29年度の後期高齢者支援金分保険料】 限度額 19万円



【平成29年度の介護分保険料】 限度額 16万円



【平成 29 年度保険料】

- ・医療分の保険料の額は…

$$\begin{array}{c}
 \text{所得割額} \qquad \qquad \qquad \text{均等割額} \qquad \qquad \qquad \text{平等割額} \\
 \boxed{29\text{年度算定用所得額} \times 10.27\%} + \boxed{23,330\text{円} \times \text{加入者数}} + \boxed{24,790\text{円}} \\
 = \text{保険料年額 (54万円を超えるときは54万円)}
 \end{array}$$

- ・後期高齢者支援金分の保険料の額は…

$$\begin{array}{c}
 \text{所得割額} \qquad \qquad \qquad \text{均等割額} \qquad \qquad \qquad \text{平等割額} \\
 \boxed{29\text{年度算定用所得額} \times 3.12\%} + \boxed{7,300\text{円} \times \text{加入者数}} + \boxed{7,760\text{円}} \\
 = \text{保険料年額 (19万円を超えるときは19万円)}
 \end{array}$$

- ・介護分の保険料の額は…

$$\begin{array}{c}
 \text{所得割額} \qquad \qquad \qquad \text{均等割額} \qquad \qquad \qquad \text{平等割額} \\
 \boxed{40\text{歳以上}65\text{歳未満の加入者の} \\ \boxed{29\text{年度算定用所得額} \times 3.23\%}} + \boxed{7,940\text{円} \times 40\text{歳以上} \\ \boxed{65\text{歳未満の加入者数}}} + \boxed{6,290\text{円}} \\
 = \text{保険料年額 (16万円を超えるときは16万円)}
 \end{array}$$

【料率の推移】

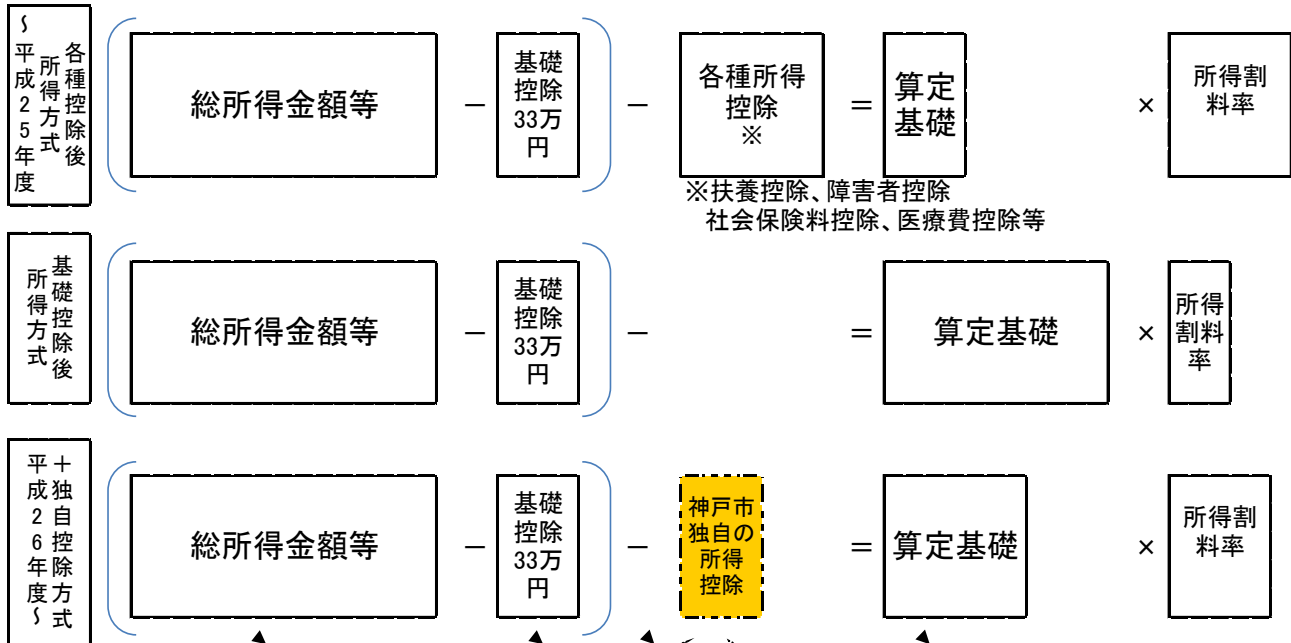
区 分		27 年度	28 年度	29 年度
医療分	所得割料率	10.89%	11.55%	10.27%
	均等割額	22,970円	24,690円	23,330円
	平等割額	25,280円	26,990円	24,790円
	限度額	52万円	54万円	54万円
後期高齢者 支援金分	所得割料率	3.36%	3.23%	3.12%
	均等割額	7,390円	7,080円	7,300円
	平等割額	8,140円	7,740円	7,760円
	限度額	17万円	19万円	19万円
介護分	所得割料率	3.26%	3.22%	3.23%
	均等割額	7,780円	7,560円	7,940円
	平等割額	6,160円	6,030円	6,290円
	限度額	16万円	16万円	16万円

平成26年度以降の算定用所得額は、地方税法上の基礎控除後の所得額である。

参考

所得割保険料の算定方式の変更

- 国民健康保険法施行令の改正を受け、平成 26 年度から、所得割算定方式を基礎控除後所得方式に変更した。
- 算定方式変更時の急激な保険料の変動を回避するため、扶養人数等に応じた独自の所得控除と、低所得非課税の者に対する 2 年間の激変緩和措置を設けた。



【独自控除による軽減】

※当分の間の措置

基礎控除後の所得から以下の所得控除を行う。

- ①配偶者・被扶養者の人数に応じて
33万円
- ②障害者・寡婦（夫）
26万円
※特別障害や特別寡婦も同額
- ③同居特別障害
53万円
- ④障害者・寡婦（夫）で、住民税非課税措置が適用されている者
92万円

【独自控除による激変緩和】

※2年間の措置（平成 27 年度で終了）

新たに所得割を負担する一定基準所得以下の住民税所得割非課税者の保険料負担の増加を緩和するため、基礎控除後所得から以下の額を控除する。

- ①平成 26 年度
基礎控除後所得に 0.2 を乗じた額。
- ②平成 27 年度
基礎控除後所得に 0.1 を乗じた額。

3 保険給付

保険給付費は毎年増加していたが、平成29年度では、被保険者数の減少により前年比2.6%減の約1,089億円となっている。

【保険給付費の推移】

区 分	27年度	28年度	29年度
保険給付費	114,447,161千円	111,808,207千円	108,863,401千円
伸 び 率	2.7%	▲2.3%	▲2.6%

【1人当たりの医療費】

下段：対前年度伸び率

区 分		27年度	28年度	29年度
国民健康保険	被保険者1人 当たり医療費	366,690円 4.5%	369,905円 0.9%	377,146円 2.0%
	被保険者1人当たり レセプト件数/年	17.65件 1.6%	17.66件 0.1%	17.77件 0.6%
	レセプト1件 当たり医療費	20,777円 2.9%	20,941円 0.8%	21,223円 1.3%

(参 考)

区 分		27年度	28年度	29年度
後期高齢者医療 (20年度から開始)	被保険者1人 当たり医療費	1,044,889円 3.0%	1,030,782円 ▲1.4%	1,047,205円 1.6%
	被保険者1人当たり レセプト件数/年	34.43件 0.3%	34.30件 ▲0.4%	34.29件 ▲0.03%
	レセプト1件 当たり医療費	30,348円 2.7%	30,053円 ▲1.0%	30,537円 1.6%

神戸市国民健康保険の主な保険給付は、次のとおりである。

(1) 療養の給付

国民健康保険制度では、病気やけがをした場合、診療、投薬、注射、手術、処置など療養そのものを給付する現物給付が原則となっている。

【一部負担金の割合】

就学前児童	2割
就学児童～69歳	3割
70歳～74歳の高齢受給者	2割又は1割（生年月日が昭和19年4月1日以前の方） ※現役並み所得は3割

(2) 高額療養費

1か月（月初から月末まで）に、医療機関等に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を高額療養費として支給する制度である。

また、同一世帯で同一月に一部負担金が複数あるときは、これらを合算して世帯の負担限度額を超えた場合にも、その超えた額を支給する。

なお、平成29年8月からは、高齢者と若者の間での世代間公平が図られるよう、70歳以上の高額療養費について、一般区分の個人単位の外来負担限度額が引き上げられ、同時に外来年間合算上限額が設けられた。

【高額療養費の状況】

年 度	27年度	28年度	29年度
件 数	208,083件	218,472件	244,071件
金 額	12,900,450千円	13,510,736千円	13,254,146千円

(3) 高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の両制度で自己負担があり、1年間の自己負担の合算額が、所得区分ごとの限度額を超えた場合、その超えた額を高額介護合算療養費として支給する制度である。

【高額介護合算療養費の状況】

年 度	27年度	28年度	29年度
件 数	233件	108件	357件
金 額	4,191千円	2,178千円	6,853千円

(4) 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、一時金として42万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関などでの出産は40.4万円を支給する。

【出産育児一時金の状況】

年 度	27年度	28年度	29年度
件 数	1,681件	1,550件	1,383件
金 額	670,053千円	638,936千円	545,994千円

(5) 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円を支給する。

【葬祭費の状況】

年 度	27年度	28年度	29年度
件 数	2,138件	2,006件	1,847件
金 額	106,900千円	100,300千円	92,350千円

4 保険料収納

国民健康保険は高齢者や低所得者の占める割合が高いという構造上の問題を抱えており、近年その傾向が更に顕著になっている。

平成29年度は、保険料収入の確保に向けて、以下のような取り組みを実施したが、平成29年度現年分決算収納率は92.97%で、前年度の93.45%に比べ0.48ポイント下回った。

(1) 多様な納付機会の確保

口座振替の利用促進を図る一方で、利便性を確保するためコンビニエンスストアでの収納を実施している。

【利用状況】

年 度	27 年度	28 年度	29 年度
口 座 振 替	53.45%	53.89%	54.39%
コ ン ビ ニ 収 納	29.68%	28.43%	28.49%
金 融 機 関 ・ 郵 便 局	16.85%	17.68%	17.12%
納 付 組 合	0.02%	0.00%	0.00%

※コンビニ収納及び金融機関・郵便局の割合は収納件数から算出

※平成23年10月からキャッシュカードによる口座振替申込を開始
(平成29年度実績：8,505件)

(2) 減額減免の適用

納付が困難な世帯については、前年所得に基づく減額（国制度）及び当該年度所得に基づく減免（市制度）を適用している。

【減額減免の状況】

年 度	27 年度		28 年度		29 年度	
	世帯数	割 合	世帯数	割 合	世帯数	割 合
延べ加入世帯	269,473	—	226,388	—	221,467	—
法定減額世帯	165,380	61.4%	162,631	71.8%	157,535	71.1%
条例減免世帯	16,120	6.0%	15,676	6.9%	15,485	7.0%
合 計	181,500	67.4%	178,307	78.8%	173,020	78.1%

※上記以外に、非自発的失業者に対して給与所得を100分の30とみなす負担軽減措置が適用されている。(平成29年度実績：3,894世帯)

※法定減額制度（2割・5割）、条例減免の判定基準が一部変更され、所得基準が緩和された。

(3) 非常勤嘱託員の活用

各区の非常勤嘱託員が、電話や訪問により、滞納世帯等との接触に努めた。平成30年度からは、より機動的な収納対策と滞納処分の強化のため、短期未納世帯への電話催告と財産調査に重点的に取り組む。

(4) 納付相談による収納の確保

短期被保険者証等を交付して区役所窓口での納付相談の機会を確保し、世帯の生活状況等を伺いながら、減額や減免の相談も含め、世帯の状況に応じたきめ細やかな対応を行った。

(5) 公平性の確保

被保険者負担の公平性を確保する観点から、納付資力調査（財産調査）及び差押えを行った。

平成29年度実施状況

- ① 財産調査 5,152世帯
- ② 差押え実施件数 374件

5 保健事業

(1) 特定健診と特定保健指導

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳の方を対象に、特定健診・特定保健指導を実施している。

① 実施状況：法定報告

【実績】	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診受診率	30.8%	31.6%	32.4%	32.9%	—
特定保健指導実施率	6.3%	6.7%	8.7%	7.9%	—
【目標】	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診実施率	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導実施率	20%	30%	40%	50%	60%

(参考) 平成30年度以降の目標

【目標】	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診実施率	36%	38%	40%	42%	44%	46%
特定保健指導実施率	10%	13%	16%	19%	22%	25%

② 実施内容

ア 受診券の発行

4月1日現在、神戸市国民健康保険に加入されている40歳から75歳になる方へ、誕生月を基準にして、年4回（4・6・8・11月）に分けて受診券を発行。ただし、当該実施年度に75歳になる方は、4月に一斉送付。

(受診券発行件数)

28年度	29年度
267,259件	256,707件

イ 受診者数（実数）

平成29年度の受診者数は、個別38,434人、集団46,472人、合計84,906人となっており、対前年比で増加している。平成29年度受診率（速報値）は33.1%である。

	28年度	29年度	対前年比
受診券送付者数	267,259	256,707	96.1%
個 別	37,829	38,434	101.6%
集 団	46,608	46,472	99.7%
受診者計	84,437	84,906	100.6%
受診率（※）	31.6%	33.1%	104.7%

※前述（1）①法定報告は、年度途中の異動者を除いて算出しているため、受診券送付者数を元にした受診率と異なる。

ウ 特定保健指導

特定健診の結果に基づき、対象者自らが生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行うことができるように支援を行う。

28年度法定報告	対象者	利用者数	終了者数	実施率
積極的支援	1,823人	168人	99人	5.4%
動機付け支援	6,798人	617人	584人	8.6%
合 計	8,621人	785人	683人	7.9%

（平成27年度法定報告対象者数9,162人、実施率8.7%）

③ 特定健診受診率向上対策

ア 広報媒体を利用した広報活動・健診情報の提供

イ 健診会場、開催日、開催方法の工夫：

土日の開催、受診しやすい会場の確保、セット健診の実施

ウ 特定健診未受診者勧奨：

受診率の低い重点勧奨地域での受診勧奨、未受診者の分析によりターゲットを絞った文書・電話・訪問等による受診勧奨

④ 特定保健指導実施率向上対策

- ・分かりやすい案内文の作成や、案内文を送付しても連絡のない対象者への電話連絡を行った。
- ・セット健診受診者のうち、特定保健指導対象者には同日に初回面接実施。

⑤ インセンティブ付与事業（ヘルスケアポイント）の実施

平成29年度から特定健診の受診率向上を目的に、41歳～69歳の特定健診の受診者に対するインセンティブとして、希望者に大腸がん検診の無料受診クーポンやはりきゅうマッサージ助成券を発送した。

応募数合計：14,105人

「特定健診の受診頻度」（応募ハガキ記載事項）：

『初めて』又は『時々受診している』と回答した者 3,551人（24.8%）

⑥ 重複・頻回受診者に対する保健指導の実施

被保険者の健康の保持増進を図るため、重複・頻回受診者に対し、保健師が訪問指導を行う。

平成28年度からは、重複・頻回受診者のうち、重複服薬者を対象者とし、保健指導を実施した。

	保健指導件数
27年度	160件
28年度	4件
29年度	4件

(2) フレイルチェックの実施

平成29年度は65歳市民を対象に、要介護状態に移行しやすいフレイルの早期発見、フレイル予防のための生活習慣の見直しを促すことを目的としたフレイルチェックを、特定健診と合わせて特定健診集団健診会場や薬局等で実施した。

平成29年度：3,083人（65歳1,849人、65歳以外1,234人）

(3) 重症化予防対策

① CKDに着目した健康寿命の延伸対策

- ・特定健診受診者のうち慢性腎臓病（CKD）や糖尿病の疑いがあり、医療機関未受診となっている者への訪問や文書による受診勧奨を行った。

	保健師による個別保健指導件数	受診勧奨文書送付件数
27年度	252件	354件
28年度	300件	222件
29年度	289件	148件

② 糖尿病性腎症重症化予防対策

- ・レセプトを基に、糖尿病性腎症患者・糖尿病に高血圧または脂質代謝異常を合併している患者など重症化ハイリスク者のうち、医療機関での治療が中断している者を抽出し、人工透析への移行を予防するため、文書・電話・訪問による受診勧奨を行った。

受診勧奨年度	保健師による個別保健指導実施件数
27年度	22件
28年度	143件
29年度	167件

・SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）を活用した糖尿病性腎症重症化予防事業
 特定健診の結果で血糖値・腎機能が基準値を超えていた者に対し、6ヶ月間の生活習慣改善支援の保健指導プログラムを実施した。

平成30・31年度に事業評価を行い、糖尿病性腎症重症化予防の効果的な事業実施方法について検討する。

ア 参加者：109名（うち評価対象者105名。4名は評価対象外疾患に罹患）

イ 成果指標・目標値・評価結果：

① プログラム修了率（平成30年5月評価）	目標値 80%	評価結果 100%
② 生活習慣改善率（平成30年5月評価）	目標値 75%	評価結果 95%
③ 腎機能低下抑制率（平成31年度に評価）	目標値 80%	—

※SIB：資金提供者から調達する資金を使い、行政機関から委託を受けた民間事業者が公的サービスを実施し、その成果に応じて行政が資金提供者に委託料を支払う仕組み。

③ 集団健診会場での受診勧奨

・要医療項目について医療機関の受診ができていない者に対し、集団健診会場において、保健師等の専門職を配置し、保健指導を実施した。

(4) 医療費の適正化

① レセプト点検の実施

レセプト点検員による縦覧点検及び高額レセプトの重点点検を実施している。

なお、平成21年度からレセプト管理システムを導入し、平成26年度から目視に加えて自動点検も実施している。また、平成29年度から点検員の増員等により点検体制を強化した。

【レセプト内容点検の状況】

年 度	27年度	28年度	29年度
件 数	33,224件	31,866件	25,180件
金額（再審査分）	106,429千円	95,094千円	64,918千円

② 柔道整復及び鍼灸あん摩・マッサージ療養費の適正化について

平成29年度から柔道整復療養費に加えて、鍼灸あん摩・マッサージ療養費の申請書についても全件点検を実施している。

③ 海外療養費の支給の適正化について

海外療養費の支給適正化のため、不正請求対策業務を行っている。診療内容明細書又は領収明細書であって外国語で記載されているものを翻訳し、療養等を受けたとされる海外の医療機関等に対して受診状況の照会を行うことにより、不正請求の防止に取り組んでいる。

平成29年度	対象件数 15件
--------	----------

④ 第三者求償事務の強化について

交通事故など第三者の行為により医療を受けた場合、国民健康保険が負担した分を第三者に求償する事務を強化するため、平成 29 年度より、求償事務に必要な専門性を有する職員（嘱託 1 名、損害保険会社 0B）を新たに配置し、直接第三者への求償事務を行った。

平成 29 年度 嘱託職員求償実績	9 件	4,186 千円
-------------------	-----	----------

⑤ ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知

主に生活習慣病について、ジェネリック医薬品に変更した場合の、一部負担金の差額を被保険者個人ごとに通知している。また、平成 28 年度から新たに「ジェネリック医薬品お願いカード」を同封した。

平成 29 年度 30,000 通送付

平成 30 年 3 月 使用割合 70.6%

Ⅱ 平成 30 年度 神戸市国民健康保険事業の運営について

1 平成 30 年度からの都道府県化について

平成 30 年度より、都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとなる。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料の規定の決定・賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなる。

2 神戸市における保険料算定方式の改定について

平成 30 年度から財政運営の責任主体となった都道府県が、市町村ごとの「医療費水準（年齢構成の差異を調整）」及び「所得水準」を考慮して国民健康保険事業費納付金を決定し、当該納付金を賄うために必要となる、市町村ごとの「標準保険料率」を算定・公表する。市町村は、都道府県が示す「標準保険料率」を参考に、条例に定める算定方式により保険料率を定めることとなる。

本市では、兵庫県国民健康保険運営方針に基づき、将来的な県内統一保険料に向けて、条例で規定する賦課割合を県が示す割合に変更する。また、本市独自の所得控除のうち、配偶者及び扶養親族にかかる所得控除を廃止したうえで、当分の間の措置として、子ども（18 歳以下）、障害者、寡婦（夫）の控除を継続するとともに、平成 29 年度算定方式による保険料からの増加額を抑制する激変緩和措置を実施する。

●改定内容

① 賦課割合の変更

所得割：均等割：平等割 = (従前) 50:30:20
(変更後) 45:38:17 (介護分は、42:41:17)

② 本市独自の所得控除のうち、配偶者及び扶養親族にかかる所得控除を廃止したうえで、当分の間、子ども（18 歳以下）、障害者、寡婦（夫）の控除を継続

③ 当分の間、平成 29 年度算定方式の保険料からの増加額を 15%までとする激変緩和措置を実施

●改定時期 平成 30 年 4 月 1 日から

●平成 30 年度保険料率（平成 30 年 5 月 25 日告示）

	医 療 分	後期高齢者支援金分	介 護 分
所得割	8.17% (10.27%) ▲2.1%	3.11% (3.12%) ▲0.01%	3.41% (3.23%) +0.18%
均等割	30,710 円 (23,330 円) +7,380 円	11,670 円 (7,300 円) +4,370 円	15,600 円 (7,940 円) +7,660 円
平等割	21,360 円 (24,790 円) ▲3,430 円	8,110 円 (7,760 円) +350 円	7,050 円 (6,290 円) +760 円

注：（ ）内の数値は平成 29 年度保険料率

(参考)

- ・平成 30 年度 国民健康保険料の賦課限度額（年額）
医療分 58 万円 後期高齢者支援金分 19 万円 介護分 16 万円
- ・法定軽減制度の拡充
【2割軽減】 33 万円＋被保険者数×49 万円⇒33 万円＋被保険者数×50 万円
【5割軽減】 33 万円＋被保険者数×27 万円⇒33 万円＋被保険者数×27.5 万円

Ⅲ 第2期データヘルス計画（平成30～35年度）について

1 計画策定期間 平成29年4月～平成30年3月

2 計画策定について

①神戸市国民健康保険運営協議会 専門部会での審議

(1) 開催日時

第1回 平成29年12月21日（木）午後1時30分～午後3時

第2回 平成30年3月19日（月）午後1時30分～午後3時

(2) 委員

神戸市国民健康保険運営協議会委員（敬称略）

公益代表

足立 正樹 委員

中田 裕子 委員

保険医又は保険薬剤師代表

岡田 泰長 委員

被保険者代表

玉田 はる代 委員

専門委員（敬称略）

生活習慣病予防研究センター代表

岡山 明 委員

神戸市医師会副会長

佐野 公彦 委員

神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授

前田 潔 委員

甲南大学経済学部准教授

足立 泰美 委員

②兵庫県国民健康保険団体連合会 「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業」
保健事業支援・評価委員会による支援

1回目 平成29年9月26日（火）

2回目 平成29年12月15日（金）

3回目 平成30年2月23日（火）

3 完成・公表時期 平成30年3月30日

4 第2期データヘルス計画の評価・見直し

平成32年度（中間年度）・35年度（最終年度）に本計画に定めた保健事業の実施計画について、事業ごとに事業の目標、対象、実施方法、内容、実施体制、目標値、実績値、事業成果を検証し評価を行う。

計画の評価・見直しにあたっては、神戸市国民健康保険運営協議会及び同専門部会の審議を受けるものとする。また、計画期間中の各年度に保健事業の実施状況などについても報告を行う。